

おいしい*を明日のちからに

albiss

第54回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日（金曜日）
午後1時（正午12時受付開始）

会場

ANAクラウンプラザホテル富山
3階「鳳」の間
富山県富山市大手町2番3号

議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時30分

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

本総会での議決権行使はインターネットまたは郵送による方法もございます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いします。

本株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がございます。

今年度は、ご出席株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

- 招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 招集ご通知添付書類
 - 事業報告
 - 連結計算書類
 - 計算書類
 - 監査報告
- 株主総会会場ご案内図

アルビス株式会社

証券コード 7475

企業
理念

＊ 食を通じて地域の皆様の健康で豊かな生活に貢献します

経営
理念

＊ より新鮮で より美味しく 安全な商品をお値打ち価格でお届けします

ブランドスローガン **おいしい！**を明日のちからに

第三次中期経営計画

<中期経営方針>

地域一番のお客さま満足の実現

<重点施策>

● お客様視点

お客様の多様なニーズへの対応

- ・ 店舗、商品（健康、即食、安全安心）
- ・ 移動販売、新規事業、アプリ他

● 従業員視点

従業員が挑戦できる環境の実現

- ・ 教育研修
- ・ 人材登用

● インフラ・機能視点

業務基盤の活用による生産性の向上

- ・ 物流、プロセスセンター（安全安心の提供）
- ・ システムやITツールを活用した業務変革

● 社会視点

事業を通じた地域社会の課題解決

- ・ 環境、社会への持続的貢献
- ・ 地産地消

トップメッセージ

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に心から御見舞い申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済は停滞し、これまでの生活様式や働き方に対する変化への対応が求められました。取引先や従業員をはじめ、当社の事業を支えてくださる皆様のご協力により、お客様が安心してお買い物ができる環境を整えて、一日も休まず営業できましたことに感謝申し上げます。

さて、第54回定時株主総会を2021年6月25日(金曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。当社グループの事業の現況と課題及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

当社は、出店の見直しによる売上予測の変化や環境の変化に対応するため、今年度(2022年3月)末で終了する第二次中期経営計画を昨年度(2021年3月)末で終了させ、今年度(2021年4月)より、新たに「地域一番のお客様満足の実現」を中期経営方針とする、第三次中期経営計画を策定いたしました。当社は、「おいしい!を明日のちからに」をブランドスローガンに、“地域の食文化にこだわり、明日の元気につながる食を提案するお店”また、“お客様・従業員の未来へつなぐ、健康とあたたかく幸せな食卓を応援するお店”を当社の目指すお店の姿として取組んでおります。今後この取組みに加えて、地域のライフラインを守る企業として、人、社会、環境等お客様が生活する地域の課題解決にも取組むことで持続的な成長を目指してまいります。

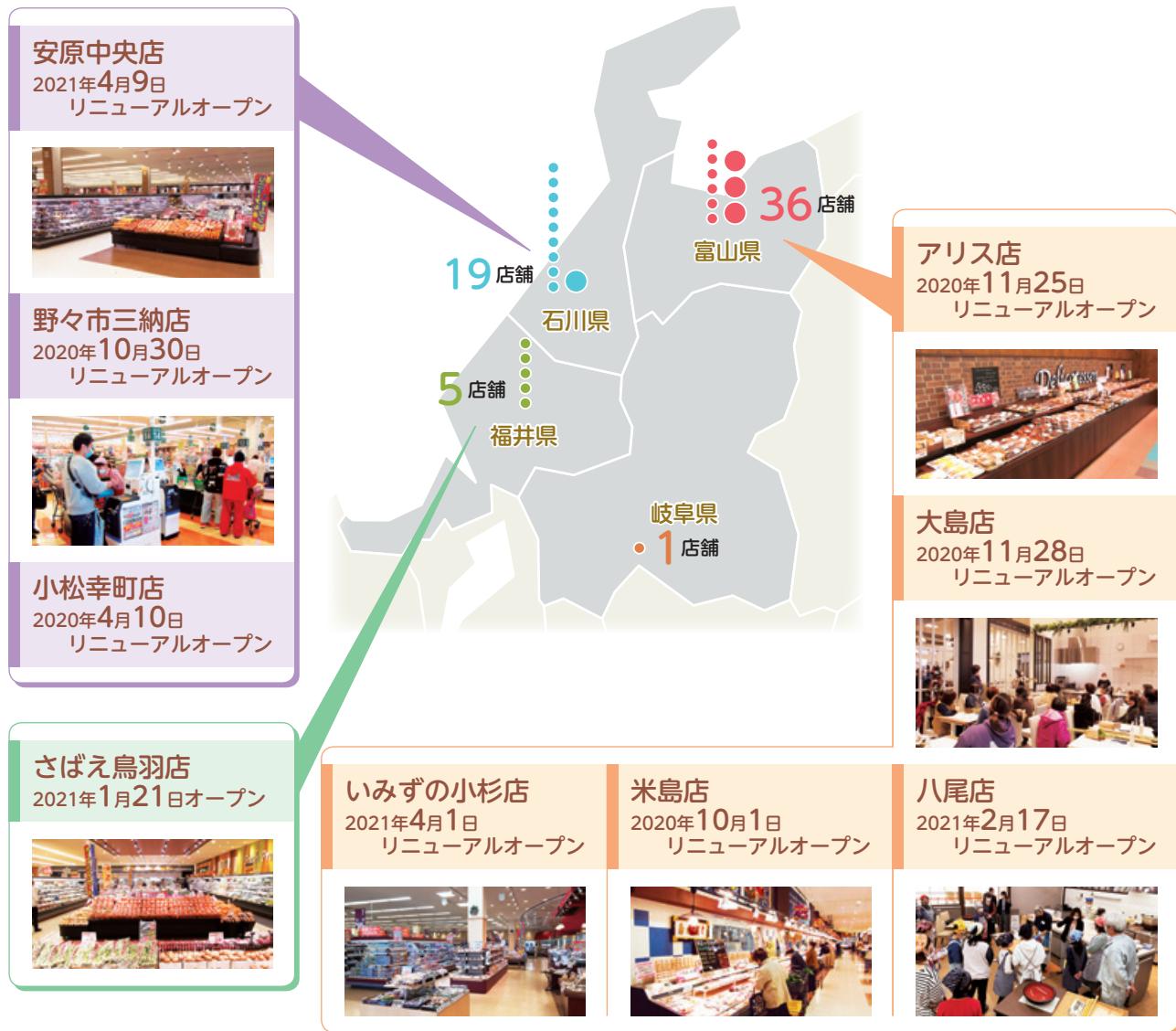
株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
池田 和男

今後の成長につなげる 店舗戦略

出店地域の商圈特性に合わせた品揃えとライフスタイルに合わせた店舗機能の強化を進めています。



証券コード 7475
2021年6月3日

株 主 各 位

富山県射水市流通センター水戸田
三丁目4番地

アルビス株式会社

代表取締役社長 池田 和男

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午後1時（正午12時受付開始）
2. 場 所 富山県富山市大手町2番3号
ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第54期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示のない場合、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.albis.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.albis.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午後1時（受付開始：正午12時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
 ○○○○○○ 御中
 株主総会日 議決権の数 XX株
 XXXX年XX月XX日
 1. _____
 2. _____
 ログイン用QRコード
 XXXX-XXXX-XXXX-XXX
 XXXXX
 ○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

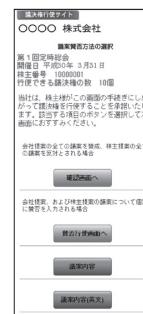
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

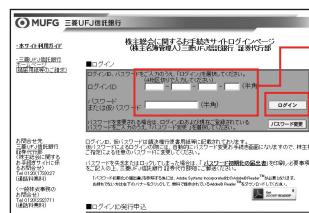
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

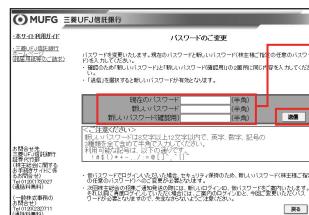
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。
- 3 新しいパスワードを登録する。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

【議案及び参考事項】

第1号議案 剰余金処分の件

第54期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は307,039,075円となります。
これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき70円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第20条第1項の取締役の任期を1年に変更すると共に、同条第2項を削除するものであります。
- (2) 当社の取締役の役付は、定款に定める役付取締役と執行役員制度の執行役員の役位の双方により行っておりましたが、今後は、取締役会の監督機能を向上させるため、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の役付取締役を廃止し、執行役員制度に基づく役位に一元化することで、経営責任の明確化及び業務執行の迅速化をより一層進めてまいります。つきましては、上記役付取締役の廃止に伴い、現行定款第14条第1項及び第2項、第23条第2項並びに第24条第1項ないし第3項について所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことが可能となるよう、変更案第43条及び第44条を新設すると共に、現行定款第43条及び第44条を削除するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役会が定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②かかる代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>②補欠または増員で就任した取締役の任期は現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議により、取締役会長、<u>取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(役付取締役の分掌)</p> <p>第24条 <u>取締役社長</u>は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。</p> <p><u>②取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p><u>③取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>②取締役会は、その決議により、取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>(取締役の分掌)</p> <p>第24条 <u>取締役会が定めた代表取締役</u>は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>②かかる代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>
<p><u>(期末配当の基準日)</u></p>	
<p>第43条 期末配当の基準日は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し支払う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(中間配当)</u></p>	
<p>第44条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を支払うことができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>
<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p>
	<p>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、加世多達也氏、松村篤樹氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性
1	いげ だ かず お男 池 田 和 男	代表取締役社長	再任
2	いし だ やす ひろ洋 石 田 康 洋	取締役常務執行役員 経営企画本部長	再任
3	うえ の ひろ き樹 上 野 弘 樹	執行役員 製造本部長	新任
4	か せ だ たつ や也 加 世 多 達 也	取締役	再任 社外 独立
5	まつ むら あつ き樹 松 村 篤 樹	取締役	再任 社外 独立

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">いけ だ かつ お 池 田 和 男 (1961年7月16日生)</p>	<p>2003年4月 当社入社 当社執行役員</p> <p>2006年6月 当社取締役</p> <p>2009年10月 当社商品本部長 兼 スーパーマーケット事業本部長</p> <p>2010年4月 当社スーパーマーケット事業本部長</p> <p>2010年10月 当社営業本部長</p> <p>2011年4月 当社常務取締役</p> <p>2012年4月 当社管理本部長</p> <p>2015年4月 当社営業本部長</p> <p>2017年4月 当社専務取締役</p> <p>2018年5月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 (株)パスコ取締役 協同組合太閤山ショッピングセンター理事 (株)北陸シジシー取締役</p>	76,480株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>池田和男氏は、代表取締役社長として、当社グループの経営を担っており、中長期ビジョンや中期経営計画を策定し、強力なリーダーシップにより事業を牽引しております。これらの実績に加え、過去、営業部門、経営企画部門及び管理部門の各部門での業務に携わったことにより、現場に精通した豊富な経験と幅広い知識を有していることを踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">いし だ やす ひろ 石 田 康 洋 (1974年1月4日生)</p>	<p>1995年10月 K PMGセンチュリー監査法人(現 EY新 日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>1999年4月 公認会計士開業登録</p> <p>2002年8月 三菱商事(株)入社</p> <p>2009年3月 (株)アプリシア取締役CFO管理本部長</p> <p>2012年4月 エム・シー・ヘルスケア(株) 執行役員CFO 兼 CIO</p> <p>2018年10月 三菱商事(株)リテイル本部食品リテイル部 マネージャー</p> <p>2018年11月 当社管理本部長付部長</p> <p>2019年4月 当社コーポレート本部長兼経営企画部長</p> <p>2019年6月 当社取締役(現任)</p> <p>2021年4月 当社常務執行役員経営企画本部長 兼ブラン ド推進部長(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 (株)オレンジマート取締役 (株)アピア取締役</p>	- 株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>石田康洋氏は、公認会計士としての専門的知識を有し、また三菱商事(株)入社後は複数の会社にて経営戦略立案や実行、管理体制構築等を推進してきた豊富な経験を有しております。当社入社後はガバナンス体制強化に向けた経営基盤の再構築を実践してきた経験と実績を有しておりますので、当社グループの重要事項の決定及び経営執行に適切な人材として、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">うえ の ひろ き 上 野 弘 樹 (1959年7月30日生)</p>	<p>1982年4月 丸大食品(株)入社 2007年4月 同社品質保証部長 2019年4月 同社品質保証部顧問 2019年12月 当社入社 2020年4月 (株)アルデジャパン代表取締役社長 (現任) 2020年10月 当社執行役員(現任) 2021年4月 当社製造本部長(現任) 【重要な兼職の状況】 (株)アルデジャパン代表取締役社長</p>	一株
	<p>[取締役候補者とした理由] 上野弘樹氏は、丸大食品(株)での食品製造・品質保証分野の業務を通じて豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、2020年4月以降は関係会社である(株)アルデジャパン代表取締役社長として同社を統括するなど、取締役として求められる能力が培われております。これらにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた適切な人材として、新たに取締役候補者としたしました。</p>		
4	<p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p> <p style="text-align: center;">か せ だ たつ や 加 世 多 達 也 (1952年2月10日生)</p>	<p>1975年4月 (株)北陸銀行入行 2004年6月 同行執行役員経営管理部長 2005年6月 同行常務執行役員 北海道地区事業部本部長 2008年6月 同行常務執行役員 石川地区事業部本部長 2009年6月 同行取締役常務執行役員 石川地区事業部本部長 2010年6月 同行取締役専務執行役員 石川地区事業部本部長 2013年6月 同行取締役専務執行役員 2014年6月 堤地所(株)代表取締役社長 2019年6月 当社取締役(現任)</p>	一株
	<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 加世多達也氏は、(株)北陸銀行にて取締役専務執行役員、不動産会社である堤地所(株)にて代表取締役社長を歴任し、会社経営に関与しております。現在、両職とも退任しておりますが、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、取締役会において独立した立場で積極的な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たし、当社の持続的な成長に貢献していただけると期待し、引き続き社外取締役候補者としたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	<div style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">まつ 村 篤 樹 (1949年11月7日生)</p>	<p>1974年11月 監査法人八重洲事務所（現八重洲監査法人）入所</p> <p>1980年9月 松村篤樹公認会計士・税理士事務所開設</p> <p>1982年11月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2007年11月 あおぞら経営(株)代表取締役（現任） あおぞら経営税理士法人代表社員（現任）</p> <p>2020年6月 当社取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 あおぞら経営(株)代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 トナミホールディングス(株)社外監査役 北陸監査法人代表社員</p>	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>松村篤樹氏は、あおぞら経営(株)の代表取締役として経営に携わっており、また、公認会計士・税理士として、税務、財務及び会計に関する見識を有しております。こうした経営者としての豊富な経験や専門家としての見識を活かし、取締役会において独立した立場で積極的な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たし、当社の持続的な成長に貢献していただけると期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 上野弘樹氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 加世多達也氏及び松村篤樹氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 独立役員について
- 当社は、加世多達也氏および松村篤樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- (2) 責任限定契約について
- 当社と加世多達也氏及び松村篤樹氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める金額とし、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

(3) 在任年数について

社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって加世多達也氏が2年、松村篤樹氏が1年となります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、輸出やインバウンド消費の減少、緊急事態宣言による社会経済活動の制限等により景気は悪化し、きわめて厳しい状況となりました。緊急事態宣言解除後においては、厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されておりましたが、変異株発生を含めた新型コロナウイルス感染症の再拡大により、先行きが不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、外出自粛要請や移動制限等で内食需要が高まる一方、雇用環境の悪化による消費者マインドの低下、EC事業の拡大、業種業態を超えた競争の激化、人件費の上昇等、経営環境はさらに厳しい状況となっております。

このような環境の中、当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底し、食のライフラインを守る役割を最優先と捉え、店舗の営業を継続してまいりました。

また、第二次中期経営計画（第53期～第55期）の2期目として、経営方針「地域に根ざした一番店を創る」を実現するために、「お客様に満足していただける店づくり」「自立して考え行動できる従業員の育成」「バックシステムを活用した生産性の向上と業務改革」の各施策に取り組みました。

お客様に満足していただける店づくりへの取組みとして、お客様のニーズが高い主力商品の販売を強化するとともに、当社がすすめる名物商品の訴求に取り組みました。また、2020年12月から2021年2月にかけて、農林水産省の「令和2年度品目横断的販売促進緊急対策事業」に参画し、全店舗で「生産者応援フェア」を開催して高品質な農水産物の販売を強化しました。

新たな取組みとして、移動販売事業（とくし丸事業）と販売促進ツール「アルビスアプリ」を開始しました。移動販売事業では、当連結会計年度末現在6台の移動販売車が稼働して好評を得ており、自治体やお客様からの要望も高く、今後さらに販売エリアの拡大を計画しております。「アルビスアプリ」では、クーポン、レシピ動画、イベント案内等、お客様に役立つ情報を直接かつタイムリーに提供しており、当連結会計年度末現在約11万件ダウンロードと順調

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

に伸長しており、今後更なる機能拡張を予定しております。

社会貢献活動の取組みとしては、富山市、羽咋市および宝達志水町と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、また、富山県および射水市と「包括連携協定」を締結しました。当社は今後も事業を通じて地域の皆様がより安心して生活ができるサービスを提供し、地域の課題を解決してまいります。

新店につきましては、「小松幸町店」の建替えと「さばえ鳥羽店」の新規出店を行いました。既存店につきましては、「田上店」「米島店」「野々市三納店」「アリス店」「大島店」「八尾店（旧オレンジマートモア店）」「いみずの小杉店」「安原中央店」の8店舗の改装を行うとともに、「オレンジマート」で運営していた3店舗の屋号を「アルビス」に変更し、品揃え、サービスを統一しました。加えて、経営環境の急激な変化に対応するため、翌連結会計年度に予定していた複数店舗の改装とレジ機のセミセルフ化等を当連結会計年度に先行して投資することで、お客様の利便性向上とともに店舗の収益力と生産性の向上を図っております。

自立して考え行動できる従業員の育成への取組みとしては、管理職向けにマネジメント研修教育プログラムを実行しました。

生産性向上と業務改革の取組みとしては、プロセスセンターにおいて商品供給の安定化と業務の可視化による原価改善に努めており、また、店舗においては、新基幹システムを活用し、業務の効率化と売場の改善、販売計画から売場展開に至る効率的な運用や数値管理の精度向上を図っております。

以上の結果、当連結会計年度は、各販売施策や内食需要・衛生用品需要の高まりによる売上増加のほか、前期に出店した3店舗と当期に出店した2店舗の売上増加等により、営業収益94,216百万円（前期比7.9%増）となりました。利益面につきましては、売上高の増加およびプロセスセンターの原価改善等により売上総利益が増加しました。一方、人員の増加や従業員への慰労金支給等による人件費の増加、売上増加に伴う販売費や物流費等の増加、感染拡大防止策関連費用の増加、先行投資による費用の増加等がありましたが、売上総利益の増加幅が大きかったことにより、営業利益1,797百万円（前期比65.0%増）、経常利益2,874百万円（前期比87.3%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、遊休資産や店舗等に係る減損損失600百万円を計上したこと等により、1,495百万円（前期比61.0%増）となりました。

なお、当社グループは、全セグメントに占める「スーパーマーケット事業」の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,065百万円であります。その主なものは、小松幸町店の建替え、さばえ鳥羽店の出店、八尾店の改装等に係るものであります。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度において長期借入金1,200百万円を調達し、主に出店、店舗の改装等に充てております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

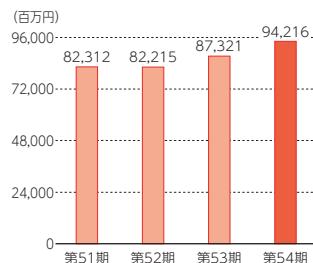
(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (2018年 3 月期)	第 52 期 (2019年 3 月期)	第 53 期 (2020年 3 月期)	第 54 期 (2021年 3 月期) (当連結会計年度)
営 業 収 益(千円)	82,312,209	82,215,333	87,321,342	94,216,227
経 常 利 益(千円)	3,238,583	3,057,342	1,534,875	2,874,137
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	2,164,761	2,175,722	928,744	1,495,470
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	286円28銭	235円07銭	104円61銭	170円94銭
総 資 産(千円)	45,274,797	44,308,554	46,128,937	47,775,362
純 資 産(千円)	26,411,483	28,065,003	27,082,389	28,021,041
1 株 当 たり 純 資 産 額	2,853円54銭	3,032円18銭	3,095円68銭	3,203円00銭

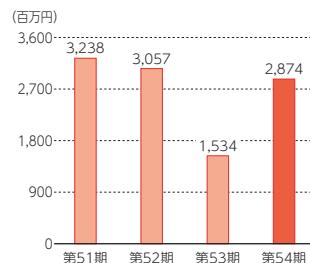
(注) 1. 営業収益は、売上高と不動産賃貸収入の合計額です。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しており、また期中平均発行済株式数については自己株式数を控除して算出しております。

■営業収益



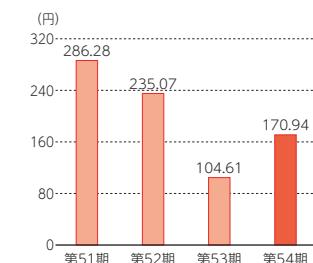
■経常利益



■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり当期純利益



■総資産／純資産



■1株当たり純資産額



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) アル デ ジャ パ ン	50,000千円	100.0%	惣菜品の製造、精肉加工及び豆腐商品類の製造
(株) オ レ ン ジ マ ー ト	50,000	100.0	食品スーパーマーケット
アルビスクリーンサポート(株)	10,000	100.0	リサイクル及びグループ内の各種業務受託

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引上げていく中で徐々に持ち直していくことが期待されますが、一部地域において、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言等の感染拡大防止策が継続され、依然として感染の収束と景気の先行きは不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、コロナ禍がもたらしたライフスタイルの変化に加え、消費者の節約志向、業種業態を超えた競争の激化、働き方の変化、人員不足等、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

当社グループは、2021年度（第55期）を最終年度とする「第二次中期経営計画」を公表しておりましたが、経営環境が大きく変化していることを受け、2021年度（第55期）を初年度とする「第三次中期経営計画」を新たに策定し、スタートさせました。

新たな中期経営計画では、「地域一番のお客さま満足の実現」を中期経営方針に掲げ、「お客様の多様なニーズへの対応」「従業員が挑戦できる環境の実現」「業務基盤の活用による生産性の向上」「事業を通じた地域社会の課題解決」を重点施策としております。

特に、コロナ禍による経済の停滞や社会不安の高まりを背景に、生活に身近な食品スーパーマーケットを営む当社が、「事業を通じた地域社会の課題解決」に取り組んでいくことが、お客様からの信頼獲得や従業員の満足度向上につながると認識しております。プラスチックトレーのリサイクル、家庭における消費予定のない食品の寄付を募るフードドライブ、反射材着用を呼びかける交通安全啓蒙活動、需要が落ち込んでいる農水産物の消費促進企画等の活動について、ステークホルダー全体に理解いただけるよう「つなぐアルビス」をコミュニケーションメッセージに掲げ、行政、生産者、従業員等との連携を図り、お客様のご協力も得て、地域社会の課題解決を進めてまいります。

また、「お客様の多様なニーズへの対応」につきましましては、新たな取組みの一つとして、お買い物時間の短縮を目的としたネットスーパー事業の開始を予定しております。本事業では、地域の特性を踏まえたうえで、お客様の利便性向上と当社の収益性向上を両立できるビジネスモデルを計画しております。

次期の新店につきましては、福井県福井市に「福井南店」、愛知県名古屋市に「中村二瀬店」、石川県七尾市に「七尾店」の出店を予定しております。特に中部エリア2店舗目の「中村二瀬店」につきましては、愛知県初出店であり、新地域でのアルビスの認知度向上を進め、中部エリアへの店舗拡大を図ってまいります。

当社グループは、今後もお客様との信頼を大切にして誠実な企業を目指すとともに、これらの課題に取り組み、企業価値を向上させてまいります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社3社及び非連結子会社1社により構成されています。

当社及び連結子会社(株)オレンジマートは、食品スーパーマーケットを主な事業としております。連結子会社(株)アルデジャパンは惣菜品の製造、精肉加工及び豆腐商品類の製造を行っております。また、連結子会社アルビスクリーンサポート(株)は、障がい者を雇用しリサイクル及びグループ内の各種業務を受託しており、いずれも食品スーパーマーケットを補完する事業として位置付けております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

当 社	本 社	富山県射水市
	物流センター	同上
	食品スーパーマーケット	富山県33店舗 石川県19店舗 福井県 5店舗 岐阜県 1店舗 計58店舗
(株)アルデジャパン	惣菜製造工場 精肉加工工場 豆腐製造工場	富山県射水市
(株)オレンジマート	本 社	富山県富山市
	食品スーパーマーケット	富山県3店舗
アルビスクリーンサポート(株)	本 社	富山県射水市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
943名	34名増

(注) 使用人数は、就業人員で表示しております。また、上記のほか、パートタイマー2,208名(1日8時間勤務換算による)が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
837名	53名増	39.1歳	10.3年

(注) 使用人数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)で表示しております。また、上記のほか、パートタイマー1,970名(1日8時間勤務換算による)が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,069,372千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,693,424
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	600,074
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	580,164
株 式 会 社 北 國 銀 行	578,346
農 林 中 央 金 庫	360,032
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	295,000
株 式 会 社 富 山 銀 行	176,690
株 式 会 社 福 井 銀 行	100,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,255,926株
- ③ 株主数 9,494名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	1,388,440株	15.83%
アルビス共栄会持株会	349,400	3.98
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	339,800	3.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	339,200	3.87
株式会社北陸銀行	250,000	2.85
カナカン株式会社	215,000	2.45
アルビス社員持株会	185,238	2.11
笹田悦朗	159,020	1.81
株式会社日本アクセス	144,400	1.65
株式会社富山第一銀行	142,600	1.63

(注) 持株比率は自己株式 (483,381株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	池田和男	社長兼営業本部長 (株)パスコ取締役 協同組合太閤山ショッピングセンター理事
取締役	石田康洋	執行役員 コーポレート本部長兼経営企画部長 兼開発部長 (株)オレンジマート取締役
取締役	吉川透	執行役員 財務本部長兼財務経理部長 (株)オレンジマート取締役 アルビスクリーンサポート(株)取締役 (株)アピア取締役
取締役	加藤隆史	執行役員 物流・製造本部長兼物流部長 (株)アルデジャパン取締役
取締役	木村宏	(株)オレンジマート代表取締役社長 (株)婦中ショッピングセンター代表取締役社長
取締役	加世多達也	—
取締役	松村篤樹	あおぞら経営(株)代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 トナミホールディングス(株)社外監査役 北陸監査法人代表社員
監査役（常勤）	堀明久	(株)オレンジマート監査役 (株)アルデジャパン監査役 アルビスクリーンサポート(株)監査役 (株)アルビスファーム信州なかの監査役
監査役	山口敏彦	山口法律事務所代表 中越パルプ工業(株)社外取締役 (株)グラスキューブ社外監査役
監査役	兒玉充博	三菱商事(株)中部支社食品・コンシューマー産業 部地域戦略推進室長

- (注) 1. 取締役加世多達也氏及び松村篤樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山口敏彦氏及び兒玉充博氏は、社外監査役であります。
3. 取締役加世多達也氏は、経営者として、会社経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として企業会計の実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役加世多達也氏、取締役松村篤樹氏及び監査役山口敏彦氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

2020年6月26日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、堀明久氏が取締役を退任し、監査役に就任しております。

2020年6月26日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、監査役笹田悦朗氏が任期満了により、退任しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(イ) 方針の決定方法等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、当該決定方針の内容についてあらかじめ人事報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

なお、(ロ)に記載のとおり、上記の取締役会で決議された決定方針（以下「新決定方針」といいます。）においては、取締役の個人別の報酬等の内容は人事報酬諮問委員会が決定するものとしておりますが、当該取締役会の決議前における決定方針（以下「旧決定方針」といいます。）においては、取締役の個人別の報酬等は、人事報酬諮問委員会の答申を経たうえで、また、当該報酬等のうち賞与については取締役会が定めた賞与総額の範囲内で、取締役会から委任を受けた代表取締役がその金額を決定するものとしておりました。

当社は、独立社外役員を委員長とする人事報酬諮問委員会に対して取締役の個人別の報酬等の決定権限を委任するほうが、より決定の客観性・透明性が高まると判断し、当事業年度中において方針の変更を行ったものであります。

(ロ) 新決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び短期インセンティブとしての賞与とで構成する。

ii. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(i) 基本報酬

月例の金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の業績などを考慮し決定する。

(ii) 賞与

金銭支給とし、役員内規において役位別に定める金額を基準に、世間相場、従業員とのバランス及び会社の業績に加え、単年度の業績目標の着実な達成を促すインセンティブとなるよう、業績予想の達成状況などを考慮し決定する。賞与の支給時期は、概ね、当社の決算短信の承認に係る取締役会の決議後とする。

iii. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、ii (i) 及び (ii) 記載の報酬等のみで構成するものとする。

iv. 取締役の個人別の報酬等の内容決定にかかる委任に関する事項

(i) 取締役の個人別の基本報酬及び賞与の金額は人事報酬諮問委員会が決定するものとし、人事報酬諮問委員会の委員を務める取締役及び監査役は、取締役会の決議に基づき、当該決定についての委任を受けるものとする。

(ii) (i) の権限が適切に行使されるよう、人事報酬諮問委員会は、その委員の過半数を独立社外役員で構成し、委員長は独立社外役員から選定するものとする。また、取締役の個人別の報酬等の決定にあたって、委員である独立社外役員は、各取締役に対して面談を含む活動成果の評価を行うものとし、人事報酬諮問委員会は、上記の評価の結果を踏まえ、当該決定を行うものとする。

(ハ) 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役会は、新決定方針のもとで決定された取締役の個人別の報酬等について、その決定の委任を受けた人事報酬諮問委員会の決定方法が、取締役会で決議された新決定方針と整合していることを確認し、また、取締役の個人別の報酬等の決定理由の概要について、人事報酬諮問委員会より報告を受け当該理由を確認していることから、当該報酬等の内容は、新決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、旧決定方針のもとで決定された取締役の個人別の報酬等については、その決定の委任を受けた代表取締役が、旧決定方針の定める決定方法に従い決定したこと、また賞与については、取締役会で決議された賞与総額の範囲内で個別の賞与額が決定されたことを、取締役会においてそれぞれ確認したことから、当該報酬等の内容は旧決定方針に沿うものと判断しております。

ロ. 個人別の報酬等の内容の委任に関する事項

(イ) 新決定方針における委任に関する事項

- ・委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当

取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する委任を受けた人事報酬諮問委員会の委員は、社長及び独立社外役員で構成され、その委員長は独立社外役員から選任されております。委員の氏名等は次のとおりです。

- 委員長 加世多 達也 (独立社外取締役)
- 委員 池田 和男 (代表取締役社長)
- 委員 松村 篤樹 (独立社外取締役)
- 委員 山口 敏彦 (独立社外監査役)

- ・委任された権限の内容

イ. (ロ) iv (i) の記載のとおりであります。

- ・権限を委任した理由

委員の過半数が独立社外役員で構成され、独立社外役員が委員長を務める人事報酬諮問委員会において個人別の報酬等を審議し決定することにより、報酬決定手続きの客観性・透明性をより確保できるものと判断したためであります。

- ・権限が適切に行使されるようにするための措置

イ. (ロ) iv (ii) の記載のとおりであります。

(ロ) 旧決定方針における委任に関する事項

- ・ 委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当

代表取締役社長 池田 和男

- ・ 委任された権限の内容

イ. (イ) の記載のとおりであります。

- ・ 権限を委任した理由

代表取締役社長はグループ全体の業績や個々の取締役の職務執行状況を俯瞰的に把握しており、業績状況などを考慮要素とする賞与の決定を行うのに適格と判断したためです。

- ・ 権限が適切に行使されるようにするための措置

イ. (イ) の記載のとおりであります。

ハ. 監査役の報酬等の決定に関する方針

監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の限度額内で、監査役の協議によって決定することとしております。

二.当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	44,156 (7,100)	39,640 (6,300)	4,516 (800)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28,408 (8,144)	25,608 (7,344)	2,800 (800)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	72,564 (15,244)	65,248 (13,644)	7,316 (1,600)	12 (4)

- (注) 1. 上記には、2020年6月26日をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、執行役員の報酬及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第32回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 上記の報酬額総額には、以下のものが含まれています。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入7,316千円（取締役5名に対し4,516千円（うち社外取締役2名に対し800千円）、監査役3名に対し2,800千円（うち社外監査役2名に対し800千円））。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	加 世 多 達 也	—	—
取 締 役	松 村 篤 樹	あおぞら経営(株) あおぞら税理士法人 トナミホールディングス(株) 北陸監査法人	代表取締役 代表社員 社外監査役 代表社員
監 査 役	山 口 敏 彦	山口法律事務所 中越パルプ工業(株) (株)グラスキューブ	代表 社外取締役 社外監査役
監 査 役	兒 玉 充 博	三菱商事(株)	中部支社食品・コンシューマー産業 部地域戦略推進室長

(注) 各兼職先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

- . 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役加世多達也	18回	95%	—	—
取締役松村篤樹	14	100	—	—
監査役山口敏彦	19	100	14回	100%
監査役兒玉充博	19	100	14	100

(注) 取締役の松村篤樹氏は、期中である2020年6月26日開催の第53回定時株主総会にて選任されており、取締役会への出席可能回数は14回であります。

- ・ 社外取締役の発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役加世多達也氏は、金融・不動産分野における経営に携わった経験から意見を述べるなど、取締役会において、適宜、必要な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員長を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。

取締役松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として専門的見地から意見を述べるなど、取締役会において、適宜、必要な発言を行ったほか、人事報酬諮問委員会の委員を務めるなど、取締役の職務執行に対する監督、助言等、当社の期待する役割を適切に果たしております。

- ・ 社外監査役の発言状況

監査役山口敏彦氏は、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

監査役兒玉充博氏は、流通分野における造詣が深く、豊富な経験と幅広い知識から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、定款の定めにより損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役並びに社外監査役とも、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める金額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から提出いただいた監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等について、社内関係部署からの報告や前事業年度の職務執行状況等を勘案し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針として、2006年5月15日開催の取締役会で「内部統制システム」の基本方針を決議しております。また、「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（2015年法務省令第6号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年5月11日開催の取締役会において同方針を改定しております。

当事業年度における当該体制の内容及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）は、アルビスグループの役員及び全従業員（以下、「アルビスグループ役職員」という）が「企業理念」「経営理念」「行動精神」を基盤として、仕事を行う際に道標となる「アルビスグループ企業行動指針」を制定し、これに従って行動するよう周知徹底を図ります。

当社グループは、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス推進体制を構築します。また、食品スーパーマーケットとして重要な課題である「食の安全・安心」に関連する法令等については、社内規程として「購買管理規程」や「食品表示ガイドライン」等を制定し、社内徹底を図ります。

コンプライアンスの推進については、「アルビスグループ企業行動指針」をまとめた「アルビスマインド」を作成し、アルビスグループ役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、全従業員へ配付するとともに、社内研修や社内ネットによる啓蒙等を通じ、指導します。

また、当社グループは、「通報制度」を整備し、アルビスグループ役職員が、アルビスグループ企業行動指針で禁止されている行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、職制ルート（直属上司へ通報）、バイパスルート（総務部長へ通報）、及びヘルプラインルート（常勤監査役又は弁護士へ通報（匿名も可））を使い通報できるよう「SOSカード」を配付し、迅速、適切に対応します。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益が及ばないことを保証します。

当社グループは、「反社会的勢力対応規則」「反社会的勢力調査マニュアル」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、一切の関係を遮断し、不当な要求には断固として応じず、毅然とした態度で対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、株主総会、取締役会、経営会議、予算会議等の重要な会議における議事録や関連資料、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、文書等の保存・管理を行います。

また、情報の管理については、「個人情報取扱基準」「機密情報管理規程」「個人情報保護規程」を定めて対応します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「危機管理委員会規程」に基づき、リスク管理全体を統括する組織として、「危機管理委員会」を設置し、危機管理にあたることとします。また、各事業所においては、「安全衛生管理規程」に基づく「安全衛生委員会」を設け、労働安全に取り組めます。財務面においては、各所属長による自律的な管理を基本としつつ、財務部門が計数的な管理を行います。

なお、当社グループは、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗出しを行い、そのリスクを軽減する仕組みを内部統制に組み込むとともに、有事においては、「緊急管理体制決定基準」や「危機管理実務マニュアル」等の各種マニュアルに従い、グループ全体として対応することとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役及び監査役全員が出席する取締役会を毎月1回以上開催し、経営管理上の重要事項を協議・決定するほか取締役の業務執行の監督等を行います。

また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、代表取締役社長、執行役員及び常勤監査役が出席する経営会議を毎月1回以上開催し、重要な業務執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、特に絞り込んだテーマについては、時間をかけて議論を尽くします。

さらに、取締役会及び経営会議の意思決定事項、これ以外の重要な業務の決定については、「組織および業務分掌規程」「職務権限規程」を制定し、取締役及び職制の決裁権限を明確にすることで、効率的に業務を遂行できる体制を構築します。規程・体制は、経営環境の変化や経営計画の変更に応じて適時見直します。

当社グループにおける業務の運営については、取締役会において、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度経営方針並びに各年度予算を立案し、全社的な経営目標を設定します。各部門及び子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行します。

取締役会は、経営目標が予定通りに進捗しているか、取締役の業務執行報告を通じてチェックを行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務執行の適正を確保するために各種マニュアルを整備するとともに、内部統制システムを構築し、当該整備運用状況を評価する部門として監査室を設置します。

監査室は、法令・マニュアルに基づいて内部監査（一般監査、改善確認監査、金銭抜打ち監査と称して実施）のほか、「財務報告に係る内部統制の基本計画の方針」「内部統制実務手順書」に基づいて内部統制評価を実施し、整備運用状況の有効性について、取締役会及び経営会議で報告します。

子会社の業務執行については、当社の執行役員が管理監督を行い、「関係会社管理規程」に基づき、管理業務のみ当社の管理部門が実施します。

子会社に対する業務執行状況は、当社で開催する取締役会、経営会議及び予算会議等の重要な会議において、定期的に報告する体制とします。

なお、業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき、当社の監査室による内部監査及び内部統制評価を行います。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人

監査役職務を補助すべき使用人については、監査役からの求めに応じて、監査役業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。

なお、監査役スタッフの人事については、取締役と監査役が意見交換を行い選任するものとし、取締役からの独立性を確保します。監査役スタッフは、監査役から指示を受けたときは、当該業務に専念する体制を構築します。

⑦ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

アルビスグループ役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること及び違法又は不正行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

また、通報制度の運用により、アルビスグループ企業行動指針で禁止されている行為が行われていることを通報した場合、通報者及び監査役が不利益な取扱いを受けない体制を確保します。

監査役がその職務の遂行で要した費用を請求したときは、当該職務遂行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに負担します。

常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議や予算会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとします。

監査役は、代表取締役と定期的にコミュニケーションを図り、監査上の重要な課題について意見交換を行います。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等連携を図ります。さらに、監査室から内部監査や内部統制評価の実施状況について説明を受け、情報交換を行う等連携を図ります。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本計画及び方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われている体制の構築、維持、向上を図ります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,690,706	流 動 負 債	13,044,251
現金及び預金	5,914,694	買掛金	4,953,982
売掛金	2,207,357	1年内返済予定の長期借入金	2,290,213
商品	1,940,867	リース債務	358,017
原材料及び貯蔵品	134,853	未払法人税等	885,883
その他	1,496,809	賞与引当金	716,828
貸倒引当金	△3,875	役員賞与引当金	21,478
固 定 資 産	36,084,655	その他	3,817,849
有 形 固 定 資 産	30,022,470	固 定 負 債	6,710,068
建物及び構築物	15,714,599	長期借入金	4,162,889
機械装置及び運搬具	859,436	リース債務	841,981
土地	11,335,951	受入敷金保証金	624,348
リース資産	1,176,451	退職給付に係る負債	33,591
建設仮勘定	317,356	資産除去債務	929,154
その他	618,675	その他	118,104
無 形 固 定 資 産	970,027	負 債 合 計	19,754,320
のれん	139,727	純 資 産 の 部	
その他	830,299	株 主 資 本	27,965,515
投 資 そ の 他 の 資 産	5,092,158	資本金	4,908,337
投資有価証券	687,622	資本剰余金	5,633,238
敷金及び保証金	3,516,844	利益剰余金	18,656,873
繰延税金資産	725,308	自己株式	△1,232,934
その他	505,474	その他の包括利益累計額	55,526
貸倒引当金	△343,091	その他有価証券評価差額金	55,526
資 産 合 計	47,775,362	純 資 産 合 計	28,021,041
		負 債 純 資 産 合 計	47,775,362

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年 4月 1日から
2021年 3月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	93,144,140
売上原価	65,673,897
売上総利益	27,470,242
不動産賃貸業	1,072,087
販売費及び一般管理費	28,542,330
営業外収益	26,744,680
営業外収益	1,797,649
受取利息	13,471
受取配当金	16,293
受取手数料	45,771
受取販売奨励金	600,000
その他	140,065
営業外費用	346,061
支払利息	23,404
固定資産の除却	9,206
その他	52,564
特別損失	85,175
減損損失	2,874,137
税金等調整前当期純利益	600,113
法人税、住民税及び事業税	600,113
法人税等調整額	1,052,350
当期純利益	△273,797
親会社株主に帰属する当期純利益	778,552
	1,495,470
	1,495,470

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日 残高	4,908,337	5,633,238	17,773,791	△1,232,723	27,082,644
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△612,388		△612,388
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,495,470		1,495,470
自己株式の取得				△211	△211
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	883,082	△211	882,871
2021年3月31日 残高	4,908,337	5,633,238	18,656,873	△1,232,934	27,965,515

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
2020年4月1日 残高	△254	△254	27,082,389
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△612,388
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,495,470
自己株式の取得			△211
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	55,781	55,781	55,781
連結会計年度中の変動額合計	55,781	55,781	938,652
2021年3月31日 残高	55,526	55,526	28,021,041

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,562,766	流 動 負 債	12,719,341
現金及び預金	5,802,902	買掛金	5,057,326
売掛金	2,377,737	短期借入金	88,032
商貯品	1,843,665	1年内返済予定の長期借入金	2,265,217
蔵品	8,573	リース債	302,779
前払費用	181,500	未払金	1,267,426
短期貸付金	1,156,784	未払費用	758,515
未収入金	746,605	未払法人税等	804,661
その他の流動資産	450,643	未払消費税	300,233
貸倒引当金	△5,646	未預り金	1,081,642
固 定 資 産	33,790,880	賞与引当金	641,484
有形固定資産	28,039,700	役員賞与引当金	21,478
建物	13,745,724	その他の流動負債	130,544
構築物	1,241,894	固 定 負 債	6,275,947
機械及び装置	238,625	長期借入金	4,010,790
器具備品	556,680	リース債	698,138
土地	10,931,214	受入敷金保証金	577,384
リース資産	1,008,204	資産除去債務	894,705
建設仮勘定	317,356	その他の固定負債	94,928
無形固定資産	777,166	負 債 合 計	18,995,288
借地権	482,549	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	269,386	株 主 資 本	27,310,967
その他の無形固定資産	25,230	資 本 金	4,908,337
投資その他の資産	4,974,014	資 本 剰 余 金	5,633,238
投資有価証券	663,384	資 本 準 備 金	5,484,788
関係会社株式	323,621	その他資本剰余金	148,450
出資金	13,320	利 益 剰 余 金	17,970,210
破産更生債権等	10,827	利 益 準 備 金	329,984
長期前払費用	324,389	その他利益剰余金	17,640,226
繰延税金資産	445,072	固定資産圧縮積立金	284,585
敷金及び保証金	3,463,052	別途積立金	7,666,000
その他の投資	36,845	繰越利益剰余金	9,689,641
貸倒引当金	△306,498	自 己 株 式	△1,200,819
資 産 合 計	46,353,647	評価・換算差額等	47,390
		その他有価証券評価差額金	47,390
		純 資 産 合 計	27,358,358
		負 債 純 資 産 合 計	46,353,647

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	91,930,804
売上原価	66,055,844
売上総利益	25,874,960
不動産賃貸収入	1,175,733
営業総利益	27,050,693
販売費及び一般管理費	25,627,727
営業利益	1,422,966
営業外収益	
受取利息	15,815
受取配当金	15,272
助成金の収入	600,000
その他	979,970
営業外費用	
支払利息	22,037
その他	463,740
経常利益	2,548,248
特別損失	
減損損失	599,571
関係会社株式評価損	202,511
税引前当期純利益	1,746,165
法人税、住民税及び事業税	969,885
法人税等調整額	△313,689
当期純利益	1,089,970

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金								
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金							
					固定資 産積立 金	別途積 立金	繰越利益 剰余金					
2020年 4 月 1 日 残高	4,908,337	5,484,788	148,450	329,984	297,539	7,666,000	9,200,798	△1,200,608	26,835,289			
事業年度中の変動額												
剰余金の配当							△614,080		△614,080			
自己株式の取得								△211	△211			
圧縮積立金の取崩					△12,953		12,953		-			
当期純利益							1,089,970		1,089,970			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△12,953	-	488,843	△211	475,679			
2021年 3 月31日 残高	4,908,337	5,484,788	148,450	329,984	284,585	7,666,000	9,689,641	△1,200,819	27,310,967			

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2020年 4 月 1 日 残高	△3,107	26,832,181
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△614,080
自己株式の取得		△211
圧縮積立金の取崩		-
当期純利益		1,089,970
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	50,498	50,498
事業年度中の変動額合計	50,498	526,177
2021年 3 月31日 残高	47,390	27,358,358

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

アルビス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安 田 康 宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルビス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルビス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

アルビス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安 田 康 宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルビス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

アルビス株式会社 監査役会

常勤監査役	堀	明久	㊞
監査役	山口	敏彦	㊞
監査役	兒玉	充博	㊞

(注) 監査役山口敏彦及び監査役兒玉充博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines for writing.

株主優待のご案内

コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
株主優待品	アルビス商品券	北陸地方名産品ギフト		
		株式会社 氷見うどん高岡屋本舗 「氷見うどん」 	日の出屋製菓産業株式会社 「しろえびせんべいセット」 	albisくらし応援・株式会社 「食育こんぶセット」 
ご所有株式数 100株以上	1,000円 (1,000円券×1枚)	1,000円相当	1,000円相当	1,000円相当
ご所有株式数 400株以上	3,000円 (1,000円券×3枚)	2,000円相当	2,000円相当	2,000円相当
ご所有株式数 600株以上	4,000円 (1,000円券×4枚)	3,000円相当	3,000円相当	3,000円相当
ご所有株式数 1,000株以上	7,000円 (1,000円券×7枚)	5,000円相当	5,000円相当	5,000円相当
1年以上継続 保有の株主様	プラス 1,000円券1枚贈呈	プラス 1,000円相当の 「氷見うどん」を贈呈	プラス 1,000円相当の 「しろえびせんべいセット」を贈呈	プラス 「昆布3種セット」を贈呈

※ 申込書のコースに丸がないものは、「Bコース」を贈呈させていただきます。

アルビス ホームページ・アプリのご案内

アルビスに関する情報はホームページ・アプリでもご覧になれます。

お得なショッピング情報からニュースリリース、環境保全・社会貢献活動、IR情報までアルビスのすべてがわかります。ぜひご利用ください。

<https://www.albis.co.jp/>



地域とつなぐ 自治体との地域包括連携協定締結

アルビスは地域の活性化および県民・市民サービスの向上を目的に、地産地消、防災・災害対策、健康増進・食育、高齢者・子育て・障がい者支援、雇用支援等について、連携を強化するために地域包括協定を締結しています。

富山県締結（2020年9月23日）

射水市締結（2021年3月25日）



地域とつなぐ リサイクルを推進

地域の皆様と協力し、店頭でペットボトルやトレーの資源回収活動を推進しています。回収されたトレーを再資源化し、惣菜等生鮮食品の容器として再利用する“トレートトレー”の循環型リサイクルを始めてから30年となりました。これからも環境保全に向けた取組みを継続して行ってまいります。



地域とつなぐ 「認知症サポーター」を養成

認知症サポーター養成講座の受講を推進しています。認知症サポーターは認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援するボランティアです。認知症の基本を正しく理解することで、地域の皆様がより安心できる店づくりに努めてまいります。



地域とつなぐ 移動販売サービス

買い物が不便な地域にお住まいの方や、外出が難しい高齢者の方々のため移動販売サービスを行っています。移動販売は店舗に比べ、限られた商品の種類や商品数となりますが、お客様のご要望にきめ細くお応えし新鮮な魚や肉、惣菜等の生鮮食品やパン、調味料、花、文房具等さまざまな商品を品揃えしています。移動販売先では、お客様の困りごともおかまい、地域に欠かせないサービスとなっています。



つなぐ

アルビスは社会の課題と向き合い、食を通
「お客様」「地域社会」「生産者」「従業員」
事業を通じて地域の課題
また、この活動を通じて「持続可能な目標

地域とつなぐ 高齢者向け交通安全啓蒙活動

薄暮時間帯における歩行者事故が多く発生していることから来店されるお客様に反射材の着用を促し、交通事故から守る啓蒙活動を行いました。この取組みによって事故件数の減少につながったことから富山県警本部長から感謝状をいただきました。



お客様とつなぐ 食品ロス削減

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」。SDGsでは、2030年までに小売、消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることを実現目標としています。店舗では需要予測による販売や適量販売でロスの発生の抑制、また、お客様からはご家庭における消費予定のない食品を持ち寄っていただき社会福祉協議会を通じて必要とされる方へ寄付するフードドライブ活動等を行っています。



お客様とつなぐ Withコロナ対策

新型コロナウイルス感染症拡大による影響が拡大し、生活様式が大きく変化しました。アルビスは地域のお客様の食を支えるライフラインとして、安全にご利用いただける取組を行っています。

- ・マスクの着用と清掃の徹底
- ・キャッシュレスを推進して接触のない決済
- ・飛沫感染防止策としてアクリルボードの設置
- ・出入り口に消毒液の設置
- ・買い物かご、カート、商品棚の洗浄



お客様とつなぐ 生産者・事業者の応援

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、全国的に落ち込んだ農水産物の販売促進につなげようと“#元気いただきますプロジェクト”に参画し、地産地消商品を含めた食材の販売促進や店舗の空きスペースを活用してもらい地元飲食店の支援を行いました。



アルビス

じて持続可能な社会をつかっていくため
などあらゆるステークホルダーをつなぎ、
を解決していきます。

(SDGs)」の達成にも貢献してまいります。

お客様とつなぐ アルビスアプリ開始

お買い得情報やクーポンレシंप画像を直接配信するアプリサービスを開始しました。また、大雪の影響で物流が滞った地域への入荷状況を配信する等お客様の暮らしを支えるライフラインとしての機能も高めています。



従業員とつなぐ 健康経営

従業員が健康で安心して働き続けられるよう、検診後の健康相談会の実施やストレスチェックフォロー等、従業員が健康を意識しやすい環境の整備に努めています。



従業員とつなぐ 働く環境づくり

アルビスでは、シニアの方や障がい者、外国籍の方等様々な人が店舗や工場で働いています。多様な人材が能力を発揮できる環境づくりとサステナブルな働き方を追求してまいります。



株主総会会場ご案内図



会場 ANAクラウンプラザホテル富山 3階 「鳳」の間

富山市大手町2番3号
電話(076)495-1111(代)

交通

- ・ J R 富山駅から城址大通りを徒歩約15分
- ・ 富山地铁バス 富山駅バスターミナルで乗車、「城址公園前」下車すぐ
- ・ 富山空港から、車で約20分または富山地铁バス 富山駅前行乗車「総曲輪」下車すぐ
- ・ 北陸自動車道 富山インターから、富山駅方向へ車で約15分
- ・ 富山地铁 市内電車 環状線「富山駅」で乗車「国際会議場前」下車すぐ

当会場には専用駐車場の用意がございませんので
ご注意ください。

会場変更等が生じる場合は、当社ウェブサイト
(<https://www.albis.co.jp/>)にてお知らせします。

株主メモ

- 事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会 毎年6月開催
定時株主総会の基準日 毎年3月31日(その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日)
配当基準日 毎年3月31日および毎年9月30日

- 株主名簿管理人** 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
同管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法 電子公告 <https://www.albis.co.jp/ir/index.html>
(ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。)

※住所変更・単元未満株式の買取のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお申出ください。

※未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお申出ください。

アルビス株式会社

〒939-0402 富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

